

医学図書館員のための倫理綱領
JMLA Code of Ethics for Health Sciences Librarianship

この綱領は、医学図書館員の行動指針であり、専門職としての倫理的規範を明言するものである。

この綱領でいう医学図書館員とは、保健・医療その他の関連領域の情報サービスに携わる、すべての職員のことである。

この綱領により、医学図書館員は、医療、教育、研究における意思決定に情報が必要であることを認識するものである。

また、医学図書館員は、情報に基づく意思決定を保証するために、社会、利用者、組織に奉仕し、それにより保健・医療その他の関連領域の進歩発展に寄与しなければならない。

1. 社会への奉仕

- ・医学図書館員は、医学・医療の専門家及び一般市民が保健・医療その他関連領域の情報にアクセスし、より広く高度な知識を習得することを推進し、情報に基づく意思決定を促進する環境を創出して維持する。
- ・医学図書館員は、利用者が情報へアクセスする機会の尊重及び著作者の権利の尊重に努める。

2. 利用者への奉仕

- ・医学図書館員は、利用者を差別せず、情報ニーズに応える。
- ・医学図書館員は、プライバシーを尊重し、職務上知り得た利用者の秘密を守る。
- ・医学図書館員は、入手し得る限りで最善の情報を利用者に提供することを保証する。

3. 組織への奉仕

- ・医学図書館員は、所属する組織の情報ニーズや目的に合致した情報システムとサービスの開発や維持のために、リーダーシップと専門性を発揮する。

4. 資料への責務

- ・医学図書館員は、個人的信条によらず専門的知識と的確な判断に基づいて、中立な立場で資料の収集、組織、保存及び提供に努める。

5. 専門職としての規範的行動

- ・医学図書館員は、専門職としての哲学や理想を掲げ発展させる。
- ・医学図書館員は、専門職としての知識技能の向上と共有に努め、その水準の発展に邁進する。
- ・医学図書館員は、礼儀と尊重をもって職業上の人間関係を良好に保つ。
- ・医学図書館員は、常に専門職としての誇りと自覚を持ち、高い品位を保つ。
- ・医学図書館員は、法的・社会的規範及び所属する組織の倫理的規範に沿って行動する。